

企業行動憲章

株式会社モリモトクオリティ

わたしたちは、誠意をもって健全な事業活動を推進し、社会の一員として責任を果たすことに努め、社会に貢献する企業として、企業行動の原則を以下に定めます。

1. 【法令等の遵守】

社会から信頼される企業を目指し、法令、社会通念及び社内ルールを遵守し、良識ある企業活動を実践します。また社会秩序や安全の脅威となる、反社会的勢力には厳正に対処します。

2. 【適正な取引】

公正、透明、自由な競争ならびに適正な取引を行います。また、政治や行政等との健全かつ正常な関係を保ちます。

3. 【人権の尊重】

事業活動において関わる全ての人々の基本的人権を尊重し、差別的な取扱いや人権侵害行為をしません。

4. 【人材の育成】

社員の人格と多様性を尊重し、安全で働きやすい環境を実現します。社員の成長を支援し、活発に意見が交換され、改革に積極果敢に挑戦する企業風土づくりを進めます。

5. 【ステークホルダーとの協調】

幅広いステークホルダーとの双方向コミュニケーションを推進し、相互信頼に基づく事業活動を推進します。

6. 【環境との調和】

資源有効利用などの環境問題に真摯に取り組み、環境保全に努めます。

7. 【社会との調和】

地域の文化や慣習を尊重し、地域社会と協調して、その発展と向上に貢献します。

以 上

2012年8月10日制定

2015年1月16日改訂